

令和7年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託に係る
公募型プロポーザル手続実施について

令和7年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、公告します。

令和7年9月9日

駒ヶ根市長 伊 藤 祐 三

1 業務概要

（1）業務名

令和7年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別添2「令和7年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに実施する。

（3）履行期限

令和9年2月19日（金）

2 業務の詳細な説明

委託業務は、5（2）により交付する「令和7年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は設計共同体とする。プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

単体企業の場合は、次の（1）から（10）までの要件をすべて満たし、令和7・8・9年度の駒ヶ根市建設コンサルタント等入札参加資格者名簿の「建築一般」及び「建設コンサルタント（都市計画）」に登録されている者で、入札公告日現在における登録が、長野県内に本店又は委任先を有する者であること。

設計共同体で参加する場合の構成員（以下「構成員」という。）は、次の（1）から（6）においては、構成員のいずれかが要件を満たしていることとし、（7）から（11）については、すべての要件を満たしていることとする。また、構成員のすべてが令和7・8・9年度の駒ヶ根市建設コンサルタント等入札参加資格者名簿の「建築一般」又は「建設コンサルタント（都市計画）」に登録されている者で、入札公告日現在における登録が、長野県内に本店又は委任先を有する者であること。

なお、構成員は２者までとする。

- (１) 建築士法（昭和２５年法律第202号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (２) 建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第717号）による建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）を受けていること。
- (３) 平成２７年４月以降に、公共施設の基本設計業務を元請として受託し、公告日現在において当該業務が完了している実績のある者であること。
- (４) 管理技術者として、技術士（建設部門 都市及び地方計画又は総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画）、R C C M（都市計画及び地方計画）又は建築士法による一級建築士の資格を有する者を配置できる者であること。
- (５) 照査技術者として、技術士（建設部門 都市及び地方計画又は総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画）、R C C M（都市計画及び地方計画）又は建築士法による一級建築士の資格を有する者を配置できる者であること。
- (６) 主任担当技術者として、仕様書３（３）規定による者を配置できる者であること。
- (７) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
- (８) 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。（参加表明書提出後に指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）
- (９) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成２４年条例第１０号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10) 次の各号に掲げる者は重複して本プロポーザルに参加できない。
 - ア 会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
 - イ 一方の会社の会社法人の役員（以下「役員」という。）が、他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者
 - ウ その他、実質的に経営主体が同一と市が判断する場合
- (11) 設計共同体による参加希望者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ア 代表構成員の出資比率は５１％以上とする。
 - イ 代表構成員及びその他構成員は、本業務に参加する他の参加希望者を兼ねていないこと。
 - ウ 設計共同体として、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成１０年１２月１０日付け建設省厚契発第５４号、建設省技調発第236号、建設省営建第６５号）の別紙１に示された設計共同体協定書と同等の協定書が代表構成員及びその他構成員により締結されていることとする。

4 評価項目

(1) 一次審査基準

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
事務所の能力	技術職員（※１）数	技術職員数を評価する。	20
	類似施設（※２）の実績	平成２７年４月以降に元請として受託した類似施設の基本計画（基本構想）又は基本設計の業務実績（用途・件数）について評価する。	20
技術者の能力	管理技術者の実績	平成２７年４月以降に元請として受託した類似施設の基本計画（基本構想）又は基本設計の業務実績（用途、従事した立場、件数）について評価する。	15
		保有資格取得後の実務経験について評価する。	10
	照査技術者の実績	平成２７年４月以降に元請として受託した類似施設の基本計画（基本構想）又は基本設計の業務実績（用途、従事した立場、件数）について評価する。	15
		保有資格取得後の実務経験について評価する。	10
	主任担当技術者の実績	保有資格取得後の実務経験について評価する。	10
合 計			100

※１ 「技術職員」とは、各専門分野（都市計画及び地方計画、建築）における有資格者をいう。なお、資格要件は下表による。

※２ 「類似施設」とは、道の駅、農産物直売所、農産物加工所、地域振興施設等。

都市計画及び地方計画	技術士（建設部門 都市及び地方計画又は総合技術監理部門 建設一都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）
建築	一級建築士

ア 事務所の能力の評価は設計共同体の場合、各構成員の数の合計でおこなう。

イ 技術者の能力の評価は予定配置技術者でおこなう。

ウ 一次審査選定者は５者とする。ただし、同評価の参加者が５者を超えて存在する場合は、この限りではない。

(2) 二次審査基準

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
業務実施方針及び手法	①「竜東振興拠点施設整備事業施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）への理解度と業務の実施方針	業務実施にあたって、基本計画の理解度が高く、課題や問題点を把握しており、基本計画に沿った実施方針となっているかの的確性、実現性等を総合的に評価する。	15
		重点評価項目	基本計画7ページ「(2) 主な施設機能と整備方針」に対する提案内容の的確性・実現性を評価する。
	②飛び地を含めた計画地への理解度と業務の実施方針	基本計画7ページ「施設周辺イメージ図」に対する、拠点施設整備箇所、東側法面、飛び地、県道との立体交差及び親水エリアを含めた一帯的な利用方法に対して、提案内容の的確性・実現性を評価する。	20
	③業務の実施体制と取組意欲	業務実施にあたって、取組体制や取組意欲、スケジュール（業務計画の的確性）、設計チームの特徴について、効果的、積極的であるか評価する。	10
	④施設運営予定者の意見が反映される企画・実施提案	設計業務の期間中における施設運営予定者の意見を重視する仕組みとなっているか、的確性、実現性等を総合的に評価する。	10
	⑤課題・問題点への深い洞察と具体的な解決策	基本計画に明示されていない潜在的な課題、問題点及び法的に必要な調整事項について、実現可能かつ効果的な解決策が提示されているか。	10
	⑥全体事業費の縮減の提案	事業全体の費用を効果的に縮減するための具体的な方策（国補助金の活用方法含む）が盛り込まれ、提案された縮減策の具体性、実現可能性及び効果を総合的に評価する。	10
	⑦見積額	本業務の見積額を評価する。	5
合 計			100

5 手続等

(1) 担当課

駒ヶ根市総務部財政課（本庁舎 2 階）

住所 〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町 2 0 番 1 号

T E L (0265) 83-2111（内線254、255）

F A X (0265) 83-4348

電子メール keiyaku@city.komagane.lg.jp

(2) 関係資料

ア 令和 7 年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル手続実施について（公告第 2 6 1 号）

イ 令和 7 年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

ウ 別添 1 業務委託契約書（案）

エ 別添 2 令和 7 年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託仕様書

オ 別添 3 令和 7 年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書作成要領

カ 別添 4 参加表明書様式

キ 別添 5 令和 7 年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領

ク 別添 6 技術提案書様式

ケ 別添 7 位置図（資料 1）

コ 別添 8 全体図（資料 2）

サ 別添 9 竜東振興拠点施設整備事業施設整備基本計画（資料 3）

シ 別添 10 拠点施設計画地周辺の地質調査結果（資料 4）

(3) 参加表明書の提出

ア 作成方法

別添 3「令和 7 年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書作成要領」によること。

イ 提出方法

2 部を持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

ウ 提出先

5（1）に同じ

エ 提出期間

令和 7 年 9 月 9 日（火）から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

オ 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

カ その他

要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書（書式任意、ただし、A 4 判とする。）により行うものとし、持参、郵

送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

①提出先

5（1）に同じ。

②受付期間

令和7年9月9日（火）から令和7年9月22日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

③ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

※ 持参以外の場合は、受付期間内に必着のこと。

イ 質問に対する全ての回答は、令和7年9月26日（金）までに質問者を伏せた形で、市のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

（5）技術提案書の提出

ア 作成方法

別添5「令和7年度（繰越）竜東振興拠点施設整備事業 基本設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領」によること。

イ 提出方法

10部を持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きのうえ、提出期間内に必着のこと。

ウ 提出先

5（1）に同じ。

エ 提出期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月24日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

オ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

カ その他

①エの提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

②要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

（6）技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書（書式任意、ただし、A4判とする。）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

①提出先

5（1）に同じ。

②受付期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月14日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く。）。

③ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

※ 持参以外の場合は、受付期間内に必ず到着させること。

イ 質問に対する全ての回答は、令和7年10月17日（金）までに質問者を伏せた形で、市のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6 審査等

(1) 一次審査

ア 技術提案書の提出者に選定された者に対しては、その旨を書面（選定通知書）により通知するとともに技術提案書の提出要請書を送付する。

イ 技術提案書の提出者に選定されなかった者に対しては、書面（非選定通知書）をもって通知する。

(2) 二次審査

ア 審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者を特定する。ただし、最優秀提案者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、次点提案者を最優秀提案者に繰り上げ特定する場合がある。

イ 提出した技術提案書が特定された者に対しては、その旨を書面（特定通知書）により通知する。

ウ 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、書面（非特定通知書）をもって通知する。

エ 二次審査において、一次審査の配点は加算しないものとする。

7 審査委員会

本プロポーザルにおいて、最優秀提案者の特定にあたっての審査は、竜東振興拠点施設整備事業基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会で行う。

8 契約

本業務を委託する相手方については、市の内部手続きを経た上で決定するため、最優秀提案者の特定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

9 その他

(1) 技術提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2) この提案の作成に要した費用、旅費、その他この提案に関する一切の経費は応募者の負担とする。

(3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して資格停止措置を行うことがある。

(4) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 本件プロポーザルの参加資格要件を満たさない者

イ 本件プロポーザルの公告をした以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた者

(5) 参加表明書及び技術提案書の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び技術提案書を、本市の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
 - ウ 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - エ 提出された参加表明書及び技術提案書、並びにその複製は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式任意、ただしA4判とする。）を令和7年10月24日（金）【技術提案書の提出期間内】午後5時15分までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退書在中」と朱書きしてください。）で提出するものとし、郵送の場合は提出期間内に必着のこととする。

- 問い合わせ先 -

駒ヶ根市総務部財政課 契約財産係

TEL 0265-83-2111（内 254、255）

FAX 0265-83-4348

mail : keiyaku@city.komagane.lg.jp